

第 1 回条例検討会議_会議録

○開会挨拶（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

定刻となりましたので、ただいまから第 1 回青森県自助共助を基本とした防災条例検討会議を開会します。

本日の司会を担当します防災危機管理課の蒔苗と申します。よろしくお願いいたします。

会議を進めるに当たり皆様にご案内申し上げます。

宮下知事においてはこの後の公務の都合により休憩までの出席になります。また本日の会議は会議設置要綱第 6 条第 3 項の規定により、全て公開しますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速、次第に従い、進行を進めさせていただきます。初めに各委員への委嘱状の交付を行います。それでは宮下知事ご移動をお願いします。

今回の検討会議の委員は 9 名です。委員の皆様にご委嘱状を交付しますので、名前を呼ばれた方は知事の前へお進みください。

（9 名の委員に委嘱状を交付）

続きまして委員の皆様にご自己紹介をお願いします。手元の出席者名簿に基づき、委員の皆様をご紹介しますので、名前を呼ばれた方は簡単な自己紹介をお願いします。

○自己紹介（立岡 伸章委員）

弘前医療福祉大学短期大学部救急救命学科に所属している立岡と申します。

以前消防官として災害現場での経験を持っており、その経験を活かして現在は救急救命士の養成を行っています。

また、令和 4 年からは短期大学部に設立された地域安全防災研究所で、災害発生前と発生後の 72 時間における命を守るためのプログラムを実施しています。

このプログラムは座学だけでなく実践的なトレーニングを交えた内容で、県民に提供しています。よりよい条例になるよう微力ながら貢献したいと思っています。皆様よろしくお願いいたします。

○自己紹介（船橋 訓子委員）

日本赤十字社青森県支部の船橋訓子です。

過去に能登半島地震や東日本大震災で石巻や七尾市、能登町に行った経験があります。

その際、地域の防災力を高めることが非常に重要だと実感しました。さらに、日常的な地域づくりも大切であり、赤十字では救護活動に加え、防災セミナーを通じて地域の人々と一緒に防災力を高める取り組みを行っています。

青森の皆さんが安心して暮らせる地域を作るために、少しでもお役に立てれば嬉しく思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○自己紹介（葛西 勇樹委員）

青森県社会福祉協議会地域福祉課の葛西と申します、よろしくお願いいたします。

社会福祉協議会は、阪神淡路大震災から今日まで災害ボランティアということで作り上げております。私個人も現場に入ったのは中越の地震からです。

社会福祉協議会は災害ボランティアの調整から長期にわたり被災者に寄り添い、被災者の生活再建に向けて様々な支援をしています。この条例の策定にあたり、民間団体として、一緒に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○自己紹介（小山内 世喜子委員）

男女共同参画地域みらいねっとの代表理事の小山内です。

私は青森県の防災アドバイザーを立岡先生と同様に務めています。

また内閣府防災の避難生活支援リーダーサポーター研修の講師も担当しており、今年度は弘前市で実施予定です。

私はこれまで男女共同参画社会の構築に尽力してきましたが、特に2011年の東日本大震災以降は、防災において男女共同参画の視点が重要であるといわれ活動してきました。

また地域の方や自治体、特に中学生を対象に避難所運営訓練や防災教育を行い、これまでに約3万5000人以上に指導してきました。加えて、昨年の能登半島地震では10回の支援活動を行い、山形県の豪雨災害への支援も4回実施しました。

これらの経験を活かして、今回の条例策定に貢献できることを願っていますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○自己紹介（駒井 優子委員）

私は津軽アヅマルシェの代表、駒井優子です。

普段は障がいを持つ方々を対象に、防災の啓発活動を行い、彼らの命を守ることに注力しています。特に東日本大震災を受けて、青森県における健常者と障がい者が共に安心して暮らせる地域づくりや共生社会の実現に力を入れています。

最近、能登半島へ支援活動に出かけ、被災者の声を伺い、自身や青森県民にとっての今後の活動の重要性を再確認しました。また、次世代を担う子供や若者とともに地域と防災の意識を高めていくことが大切だと思っています。

微力ではありますが、皆さんと意見を交えながら条例作成に協力したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○自己紹介（米田 大吉委員）

特定非営利活動法人プラットフォームの米田です。

青森県は全国的に見て災害が少ない地域であるため、普段から防災や備蓄にあまり関心を持たない人が多いと感じています。そのため、自主防災組織の設立や地域での防災活動を推進することが難しいと感じています。

また、他の地域では、ボランティア活動が長続きするための仕組みを作ることが重要であり、ボランティア休眠預金の活用や、被災した職員への補助金申請支援を行う NPO が数多く存在します。こうした活動が無料で行える環境が整えば非常に有益だと考えています。

私自身、防災に関する知識はありませんが、この立場を貫きながら活動できればと思います。よろしくお願いします。

○自己紹介（三上 友子委員）

株式会社 IMS の三上と申します。

私は弘前市に住んでおり、弘前市は比較的災害の少ない地域だと思い、安心して暮らしていました。しかし、今回の機会を通じて、その「大丈夫」という感覚が備えの知識の不足や災害の恐怖を無視していることに気付かされました。

このことを受けて、駒井委員に相談し、防災士の養成講座に申し込むことにしました。

この講座を受けることで、私自身の知識を深め、地域の安全についての意識を高めたいと考えています。

私は母親であり事業主でもある立場から、皆が安全で幸せに暮らせるように微力ながら貢献できればと思っていますので、よろしくお願いします。

○自己紹介（北向 敏幸委員）

NHK 青森放送局のアナウンサーの北向です。

出身は八戸市で、1993年にNHKに入局し、北海道や東北、東京で勤務してきました。

NHK アナウンサーとしての取り組みの一環として、学校での防災授業を行っています。

この授業では、まず災害に関する情報を伝え、後半では周囲の人をどのように避難に導くかを考えてもらう活動をしています。具体的には、避難指示が出ていても避難しない人、例えば近所の高齢者をどう促すかを考える場面を想定しています。

NHK の関連団体の調査によると、避難する際の決定要因として最も多いのは、家族や知人からの強い促しであることがわかりました。メディアからの避難呼びかけよりも倍ほどの数値であることから、身近な人の言葉や行動が避難を促進する重要な要素となっています。

このように、自助共助を念頭に置いて、県民一人ひとりが防災の主体であることを認識し、地域を守るために力を合わせていくことが大切です。皆さんの言葉や行動が命を救う可能性があることを認識し、今後の防災について一緒に考えていければと思います。よろしくお願いします。

○自己紹介（中里 玲奈委員）

エフエム青森のアナウンサーである中里です。

私は3.11の震災がきっかけでエフエム青森に入社したいと思うようになりました。中学3年生の時、入学式にろうそくを持って行ったことを思い出し、いつも楽しく聞いていたエフエム青森のアナウンサーの声に支えられました。その経験から、私もそのような存在になりたいと考え、現在はエフエム青森で働いています。

また、私は毎週月曜日に放送される環境防災や天気についての番組を担当しており、気象予報士・防災士の吉田さんと共にリスナーの皆さんに情報を提供しています。

この番組では、防災に関するリスナーからの正直なメッセージが寄せられており、特に今の情報をどのように正しく伝えるかについての課題が浮き彫りとなっています。私たちもその変化に対応し、正確な情報を発信していかなければならないと感じています。

さらに、現在1歳の息子を育てている中で、育児に対する意識も変わりました。例えば、ママ友からもらった3年前の未開封の物を見つけた際にカビが生えていることに気づき、避難所においても、オムツや生理用品の管理状況の重要性を改めて感じました。

このようなことから、自分自身や地域の防災についても細かく見直すことが必要だと強く思っています。私は特別な肩書きは持っていませんが、元気という自信がありますので、今後も頑張っていきます。どうぞよろしくお願ひします。

○知事挨拶（宮下知事）

今回、条例の制定に向けた検討会議を開催することに関して呼びかけをさせていただきました。多くの方々にご参集いただき、心より感謝申し上げます。

この趣旨について振り返ると、やはり東日本大震災の影響が大きく、当時私は国土交通省に所属していました。震災当日の3月11日から、実際に現地に入ったのは4月28日だったと記憶しています。

最初の復興に向けた活動は、私がいくつかの班に分かれて、岩手や福島から情報を集めることに取り組みました。特に岩手の気仙沼市での様子が印象深く、山側から町に入ると、すでに町が壊滅状態にありました。

遺体捜索が自衛隊によって行われている中で、激しい状況を目の当たりにし、その光景が今でも忘れられません。町の至る所に様々なものが散乱しており、そんな現場に訪れたことを振り返ると、ただならぬ恐ろしさを実感しました。

私自身、この経験を通じて防災意識は大きく変わり、災害が起こった場合に自分や家族をいかに守るか、さらには地域社会の人々のためにどう行動するかを考えるようになりました。

その一方で、災害への不安や恐怖は常につきまといまふ。特に青森県では、過去の震災を踏まえ、今後同様の事態が発生するリスクがあることを危惧しています。具体的には、震災によって大きな犠牲者数が出る可能性も考えられます。

防災意識が高まるべきだと感じる一方で、地域全体の防災意識は十分とはいえません。特に私が YouTube で防災に関する情報を発信しようとしても、関心が薄いことを実感します。

実際、大きな災害が発生した際には、最初の 72 時間での救助活動が非常に困難であるため、自助や共助の精神が重要であると感じています。災害に備えて、互いに助け合う地域づくりが求められています。

また、高齢化社会が進む中で、避難生活におけるリスクを考慮する必要があります。私の思いを共有することで、一層の防災対策が講じられることを期待しています。各々の経験や視点を持ち寄り、具体的な対策について意見を交わすことが重要です。私たちが目指すのは、ただ条例を策定することではなく、その後続く実効性ある取り組みが重要です。

この議論を通じて、災害から県民の生活を守るために、新たな取り組みを推進していくことが求められています。どのように条例を実施していくのか、一緒にそれを考えていきたいと思っています。このきっかけを大事にし、自分自身だけでなく、地域全体に防災意識が根付くよう、皆さんの協力をお願いしたいです。何卒、よろしくお願いします。

〈休憩／知事公務により退席〉

○座長選任（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

それでは座長選任を行います。

本検討会議におきましては、会議設置要綱第 5 条第 1 項の規定に基づきまして、座長を置き、委員の互選により選出することとされておりますが、委員の皆様、ご推薦いただけますでしょうか。

（船橋委員から立岡委員を推す声あり）

ただいま船橋委員から立岡委員推薦のご意見をいただきましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

（異議なしの声）

満場一致でご異議なしということで決定いたしましたので、検討会議の座長は立岡委員に決定させていただきます。

それでは、立岡委員から一言ご挨拶いただければと思います。お願いします。

○座長挨拶（立岡座長）

座長に選任いただきました。大役でございますが、この条例の検討会では、よりよい条例を作るために尽力していきたいと思っております。

知事のお話にもありましたが、公助には限界があり、平成26年版の防災白書でもそれが明記されています。

災害が発生してから72時間、つまり3日間は行政の支援が期待できない状況があるため、特にこの時間は重要です。また、災害は忘れた頃に訪れるものであり、日本各地で毎年発生しています。

青森もその例外ではなく、日本海溝での地震や大雨による災害のリスクが高いです。この条例が県民の命を守る助けになることを願いながら、皆様の貴重な意見を聞いて、よりよいものに上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○座長職務代理者指名（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

座長職務代理者の指名を行います。座長職務代理者につきましては、会議設置要綱第5条第3項の規定に基づき座長が指名することとされておりますので、座長であります立岡委員にご指名いただきたいと思います。

（立岡座長より小山内委員に指名）

立岡座長からご指名がありましたので座長職務代理者は小山内委員となりました。それでは小山内委員から一言ご挨拶をお願いします。

○座長職務代理者挨拶（小山内委員）

ご指名いただきました小山内でございます。私は先ほどの知事のお話を聞いて、非常に重要な点が共通していると感じました。私が中学校で防災教育に携わっている際に、地域の方々が見学に来られ、感想を述べられることがありました。

その中で、地域の自主防災の役員の方が「中学生の力はとても素晴らしい、君たちに任せたいから」とおっしゃったことが気になりました。いくら中学生が頼もしく感じたとしても、地域防災を支えるのは大人たちです。この点がとても重要だと感じています。

また、県が実施した防災に関する意識調査の結果をみると、防災に関する意識が低いという結果となっています。だからこそ、私たちは実践を通じて意識を向上させ、自分のこととして考え、様々な気づきを得ることにつなげています。

立岡委員が言及された「72時間」という考えに共感し、まずは災害時に自分の命を守ることが最優先だと感じていますが、その後の生き延びるための取り組みも重要です。さらに、この会議には多様な立場の方が参加しており、これは災害時の復興において非常に重要です。

防災に日々関わる人だけでなく、様々な活動をしている方々の協力が不可欠です。座長代理として、この会議では、参加者が自らの経験や知見を自由に発言できる雰囲気を作りたいと考えており、私とその役割を担いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしま

す。

○議事進行（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理 → 立岡座長）

これより議事の方に入らせていただきますが、本日皆様の熱い議論が交わされることが予想されておりますので、上着の方は適宜脱いでも結構ですので、よろしくお願ひします。

それではここからの議事進行につきましては、立岡座長の方にお願ひしますので、座長は座長席の方へ移動をお願ひします。

（立岡座長 議事進行）

それでは始めたいと思います。改めまして座長の役を仰せつかりました立岡と申します。微力でございますが、皆さんの忌憚のない意見をいただき、先ほども申したとおり、よりよい条例にできればと思いますので、いろいろな意見をあげてください。

それでは次第に従いまして議事を進めます。初めに、議事の（1）と（2）は関連事項ですので、事務局から一括して説明をお願ひいたします。

○議事、趣旨説明、骨子案説明（気田 防災危機管理課長）

それでは、2 ページ目からの説明になります。まず、防災に関する県の課題、条例制定の必要性について説明します。課題については、知事からも述べられましたが、自主防災組織の活動カバー率について、ここでは 55.7%と数字が書いておりますが、直近の数字では令和 7 年 4 月 1 日現在で、59.2%となっています。

数字上は上がっていますが、全国で見ますと、ワースト 2 となっています。ちなみに、一番低いのが沖縄県で 42.4%、青森県のひとつ上の千葉県で 69.3%となっており、50%台というのは本県のみです。ひとつ上の千葉県は 70%近い数字となっており、本県は非常に低いという状況です。

2 点目は、青森県地震津波被害想定調査において、甚大な被害が予測されている太平洋側の海溝型地震で死亡者は、約 53,000 人、避難者は、約 31 万人という被害想定になっています。

その一方で、今年の 1 月に、インターネットで各年代合わせて 2,500 人に調査させていただきましたが、防災についての意識はあることが分かりましたが、具体の行動には移していないということが分かりました。

災害が発生すると、行政も被災の影響を受けることがあります。そして、知事が述べたように、公的支援が行き届くまでには時間がかかり、約 72 時間は救助や救命活動に重点を置かざるを得ません。このように、公助には限界があるため、まず自助及び共助の取り組みが重要であると考えています。

そこで条例制定の必要性ですが、このように県、市町村、国も含めてですが、公助だけで

は限界があるということで、地域の防災力を向上させるためには、やはり自助、共助の力の向上が不可欠だと思います。

そのためには、県民の意識を高め、自発的な防災活動を促進する必要があります。具体的に県民が何をすべきか、またどのように取り組むべきかを明確にし、それを条例として定めることが必要だと考えました。

続いて3ページ県民の意識調査の概要です。防災についての関心についてご覧ください。

濃い青が、防災に関心があり、防災に関する準備や行動をしている。そして、薄い青は、防災に関心はあるが、準備や行動はしていない。グレーは関心がないというように、濃い色の方がプラスの要素になっております。

このことから、防災に関心はあると回答した人は約9割いましたが、実際に行動に移していると回答した人は、約3割しかいないという状況です。

そして、自分がどこに逃げればいいのか、指定避難所、具体的な場所を知っているかどうかというものについても、具体的な場所まで知っている人が約半数であり、指定避難所があることは知ってるが、自分がどこに逃げればいいのか知らないという人が約3割というように防災の意識はあるものの、具体の行動には結びついていない状況にあります。

備蓄につきましても、食料、飲料水、簡易携帯トイレにつきまして、それぞれ、半数程度しか備蓄していないというような状況になっております。表からも関心があまり高くないというのを見て取れると思います。

4ページ目は、条例の位置付けとして整理したものになります。ご承知のとおり、災害については、災害対策基本法という法律があり、この法律に基づいて、国が防災基本計画を策定し、それに基づいて県、市町村が地域防災計画を策定することとなっています。また、その他に実際の災害対策に当たる災害対策本部条例というのも県で定めています。この内容というのは、主に公助の取り組み内容となっています。

一方で、自助、共助の考え方には具体性に欠ける部分が見受けられます。今回の条例は県民の意見を重視し、青森県が制定するものとなっていますが、これは、災害対策基本法の第7条で、努力義務とされている住民等の役割と取り組みを具体化し、自助・共助の力の向上を図っていくために、県民、事業者、自主防災組織等のすべきことや取り組み等を明らかにしていきます。また、この条例は、既存の災害対策基本法と連携・並行して進めていくといった位置付けになっています。

5ページ目は、今回の条例を制定するまでの手順について記載したものです。

本日が第1回検討会議ということで、今回委員の委嘱と組織会と骨子の検討を行っていただきます。第2回検討会議は7月に予定しており、本日いただいた意見を基に条例案を用意して、それをたたき台にして、さらに皆様方に検討していただくことを考えています。

そして、第3回目までに、県の地域防災計画等を策定する県の防災会議がありますが、その委員の方々にも条例案について意見照会を行います。その意見を受けて、条例案をブラッシュアップし、第3回検討会議で検討結果を取りまとめ、その結果を座長から知事に報告し

ていただくといった流れです。

その後は、条例の制定手続きの方に入りまして、県の危機管理局が所属する委員会に報告し、パブリックコメントをかけ、県の防災会議で報告し、2月の県議会において条例案を上程・審議していただきます。そして、可決された場合には、令和8年4月1日からの施行となります。

6ページ目についてです。今日の第1回、第2回、第3回と、委員の皆さま方からご意見をいただきますが、今回の条例は、自助・共助の力の向上、強化を図るために、県民、事業者、自主防災組織等の基本的な役割や、取り組み等を明確にすると、このことにより県民等が防災をじぶんごとと捉えて、災害に備えていただくということを目的としています。

条例の性質上、基本的なことを規定することとなりますが、先ほど知事が述べたように、皆様には気軽に忌憚のない意見をいただきたいと思っています。また、皆様からいただいた意見は、こちらで事務的に整理し、条例に反映できるものは反映していきます。一方で、条例に反映できない意見については、施策として活かす方向で考えています。

ですので、条例であるという意識をせずに、委員の皆さまの感性、ご経験、バックグラウンドに基づく発言をよろしくお願いいたします。以上が趣旨となります。

7ページ目からは、条例の骨子について説明します。条例の骨子ですが、まず構成として、目的、基本理念、各主体、県民や事業者、自主防災組織等、そして県市町村のすべきこと、そして、自助・共助の基本事項として、あおもりおまもり手帳の内容を中心とした基本事項、自助・共助の促進に関する県の施策、最後に財政上の措置、というような構成で考えています。

これはたたき台ですので、まず、皆さまの議論の参考になるようものと受け止めていただき、これにとらわれることなく、意見をいただきたいと思えます。

8ページ目についてです。目的として事務局で検討したのは、県民等の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与するという。そして基本理念は、防災については、自助、共助及び公助を基本とすることで、公助についても触れることとします。そして、自助の意識を養いつつ、共助を尊重する社会的機運を醸成しながら、県民等、県、市町村が相互に連携、協力して実施すること。

そして3つ目として、本県の地域性といったところになるのですが、人口減少や高齢化等による地域防災の担い手不足等、地域の防災力の低下が見込まれる本県の社会特性及び積雪寒冷地域であり、2つの大きな半島を有し、かつ、三方を海に囲まれ、県そのものが半島地形である本県の地域特性を考慮すること。この3つを基本理念として整理しています。

ここに書かれたものが、各主体の基本的に努力義務ということになりますが、県民等、県民、事業者、自主防災組織等の取り組むべきこととし、日常的に自らの防災のための対策を行う。そして、地域の多様な主体による防災活動の実施、自助・共助の促進に関する県、市町村の施策への協力、これを県民等のすべきこととして整理しています。

県のすべきこととしては、国、地方公共団体、その他関係機関との連携による地域防災計

画に定める事項の着実な実施、そして、基本理念に関する県民等の理解の深化、県民等が行う防災活動の促進というように、1 つ目は、公助はやるべきことは着実にやるということ、2 つ目は、自助、共助の取り組みの促進ということになります。

市町村のすべきこととしては、県の条例で何らかの努力義務を定めることについて議論がある状況です。現在、このようなたたき台としての規定が存在しますが、最終的な整理は別途検討される予定です。現在整備されている規定には、県自主防災組織やその他の関係機関との連携による地域防災計画における事項の着実な実施が含まれており、これは市町村の公助の一環として位置づけられています。

9 ページ目は、自助、共助の基本事項になります。内容は、お手元に配付しておりますあおもりおまもり手帳の内容、趣旨を中心に、基本的な内容で整理しています。

まず、事前の備えにつきまして、自助、県民の自助に関する部分として、防災知識の習得、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動、その他の防災に関する活動への積極的な参加。次に、県、市町村、その他関係機関が提供する防災に関する情報の活用による避難場所、避難経路、避難方法の確認。そして、安否確認に関する家族との連絡の方法等の事前の確認、これを県民の自助、防災知識の習得として整理しています。

2 つ目は、県民の自助、生活物資の備蓄等になります。水、食料、医薬品、その他の物資の備蓄、災害、防災に関する情報収集手段の確保。そして、避難の際に必要な物資の持ち出しのための準備をやっていただきたいと規定しています。

3 つ目は、自助の中の事業者の部分、事業継続計画の策定等では、事業継続計画、いわゆる BCP の策定。そして防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動、その他防災に関する活動への積極的な参加、従業員が必要とする水、食料、医薬品、その他の物資の備蓄、消火、救助等に必要な資機材の整備、定期的な点検というように、地域に貢献する意味で事業者の参加や従業員を助けるための取り組みとして規定しています。

最後に、自助の中の県民・事業者の部分の建築物の倒壊防止について、耐震診断及びその結果を踏まえた耐震改修、その他適切な措置の実施、家具、家財等に関する転倒、落下、飛散等の防止措置の実施ということで、建物の安全性の確保をしていただきたいと規定しています。

10 ページ目についてです。自主防災組織等の結成等の共助の部分について、先ほど申したとおり、本県の自主防災活動のカバー率は低くなっています。そのため、自主防災組織等の結成、活動への積極的な参加。自主防災組織等による防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練、その他防災対策の日常的な実施。市町村との連携による防災行動、避難行動要支援者に関する、情報の把握、支援体制の整備というものを共助として整理しています。

次に、発災、発災直後の行動になります。避難行動ですが、県民等に対して、防災に関する情報の収集をしていただき、自主避難や避難指示、その他の避難のための措置の発令時における速やかな避難行動の実施。そして、避難指示等の解除までの間における避難の継続、自主防災組織等につきましては、情報収集、伝達をして、避難誘導等、災害の拡大防止に関

する措置の実施をしていただきたいと思います。

最後に避難生活です。避難所における生活環境の確保ということで、県民、自主防災組織等の役割として、避難所運営への主体的な関与。基本的に避難所の立ち上げ当初は、行政職員の方が運営するとなりますが、いずれ、避難者の方々の自主的な運営というのが、理想でございますので、主体的に関与していただきたいと思います。そして、被災者のプライバシーや心身の状態に配慮した良好な生活環境の確保をお互いに思いやりを持って、取り組んでいただきたいと思います。

11 ページ目についてです。自助、共助の促進に関する県の施策として、5点あげています。1つ目は、防災に関する正しい知識、技能の習得のための教育。2つ目は、避難行動要支援者の避難支援の円滑な実施に向けた、市町村、事業者、関係者等への必要な支援。例えば、個別避難計画の策定に必要な支援をしていきます。3つ目は、地域における防災活動に関する普及啓発。4つ目は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合における、当該災害に関する情報の収集、県民等への速やかな提供。例えば、県のLINEやホームページやXなどの媒体を利用し、速やかに情報提供していくことを考えています。5つ目は、その他、県民等による自助、共助の促進に関する施策として取り組んでいきます。

そして、県は、県民等による自助、共助の促進のために、施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを最後の規定としています。

以上が、条例の骨子のたたき台の説明となります。

○質疑応答（立岡座長）

議事の（3）質疑応答を行います。ただいまの事務局からの説明に対する質問は何かございますでしょうか。

なお、ここでは事務局への説明に対する質問に限らせていただき、意見交換については、次の議事で行いますので、ご承知おきください。また、発言の際には挙手の上、マイクを使ってご発言くださるようお願いいたします。それでは、ご質問のある方、挙手をお願いします。北向委員お願いします。

○質疑応答（北向委員）

今回、自助、共助を基本とした防災条例についてお話を伺いました。その中で、他の県ではこのような条例がどのように制定されているのか、具体的な内容や参考になる事例があれば教えてください。

○北向委員への回答（気田 防災危機管理課長）

他県でも防災に関する条例が制定されていますが、主に二つの時期に分けられます。

一つは東日本大震災の辺りに制定された条例で、これは地域防災計画や防災全般に関するもので、自助、共助、公助に関する内容が含まれています。実際の対策も含め、そのよう

な規定をしている条例が多い。

一方、近年制定された条例は、自助と共助に重点を置いたものが多く、東北地方でも近年では福島県などがそのような条例を策定しています。

○質疑応答（米田委員）

条例を作った後、県がやること以外に県民にやってほしいことが記載されていますが、県民はその情報をどのように入手できるのか。ホームページを訪れなければ情報が得られないのですか。

○米田委員への回答（気田 防災危機管理課長）

条例を制定した際には公示やホームページへの掲載が可能ですが、どのように情報を発信していくかが大きな課題となっています。このため、今回、委員の方々にマスコミの関係をお願いしておりますので、どのように効果的に情報を広めていくかについてアドバイスをいただければと思っています。

○質疑応答（三上委員）

防災意識のインターネット調査の結果が示されていますが、これは個人を対象にしていると思われるが、一般事業主に関して食料や飲料水の備蓄状況を調査する計画はありますか。

○三上委員への回答（気田 防災危機管理課長）

現時点ではありませんが、将来的に必要なに応じて行う可能性はあります。

○質疑応答（中里委員）

私は全国の条例を確認してきましたが、特に福島県や滋賀県など、震災後に条例が変更された地域では、詳細に記載されていることが多いと感じています。これに対して、青森県の条例はその具体性に欠けており、表現があまり明確ではない印象があります。

また、青森県の条例は、他の県と比較すると細かさにおいて大きな差があるようです。例えば、福島県では約10ページにわたって詳細が記載されているのに対し、青森県の条例はそれに比べて簡素です。

今回の検討会では具体的にどの程度の詳細さが求められていくのでしょうか。

○中里委員への回答（気田 防災危機管理課長）

条例の細かい規定が過剰になると、頻繁に改正が必要になり、運用に支障を来すおそれがあるため、基本的には普遍的な部分を書きつつ、具体的な政策は柔軟に対応することが望ましいと考えています。

今回の条例はあくまで基盤となるテーマを皆さんとともに作り、その後に具体的な政策を展開していく意向です。また、条例に取り入れるべき内容については、我々が事務的に処理するので、皆さんが普段接している方々やプロジェクト経験からの視点をもとに必要な意見を出してもらうことで、我々も新たな知見を得ることができるため、負担を感じずに自由に意見を述べていただければ幸いです。

○質疑応答（駒井委員）

条例のたたき台は非常に素晴らしい流れに沿っており、政策に繋がる可能性を持っていると考えています。

事前の備えや自助、共助の重要性が強調される一方で、最終的には公助の力も必要であることを忘れてはいけません。この条例に関連して、自主防災組織や防災訓練など、私たちがよく耳にする言葉が登場しますが、それに加えて、公助につながるための教育的な防災教育も重要な要素として浮かび上がります。

これまでの話を受け、今後は皆さんと意見交換をしながら、各地域の経験が反映されることを期待していますので、どうぞよろしくお願いします。

○質疑応答（立岡座長）

私も各都道府県で策定された条例を確認しましたが、地域ごとに内容や表現が異なっていることが多いです。その中で青森県の骨子は非常に包括的であると感じました。条例とはいえ、詳細にしすぎると柔軟性が失われる可能性があるため、網羅性が重要だと思います。

また、知事からの意見があったとおり、委員の皆様の様々な意見を取り入れることで、さらに質の高い条例が作成できると期待しています。次の議題に進みます。

○意見交換（議事進行：立岡座長）

議事の（4）意見交換を行います。

先ほどの事務事務局からの説明を踏まえ、意見交換を行い、議論を深めていきたいと思えます。

まずは各委員に、これまでの議論を通じた意見や感想を発言していただきたいと思えます。発言順は船橋委員から名簿の順とし、1人4分程度でお願いします。

○意見交換（船橋委員）

条例に基づいた施策を進めていく重要性を感じています。また、あおもりおまもり手帳について、以前から好感を持っており、周囲でもその利用が広がっていると感じています。私たちも講習で使わせてもらった経験があるため、その使いやすさを実感しています。

最近では、防災教育を取り入れる学校も増えてきたことを耳にします。その中で、小山内委員や私たちの会社でも実施している防災教育を多くの学校で活用してもらいたいと感じ

ています。

私たちが持つプログラムは、保育園から高校生、さらには大学生や年配の方々にも活用されており、その効果を実感しています。しかし、私たちのスタッフの人数が限られているため、時には支援をお断りすることもあるのが現状です。

そのため、協力して助け合う体制を構築できればと考えており、県が学校に対して防災教育の実施を促すような方針を出していただけたら理想と感じています。

○船橋委員への回答（気田 防災危機管理課長）

各学校には防災教育を含む教育要領が定められているため、学校としては防災教育に取り組んでいると考えられます。もし連携して防災教育を実施したいと提案する場合、その年度の前年度にはカリキュラムが作成されるため、その年度に実施するのは難しいかもしれませんが、提案を持ちかけることで、一緒に取り組む意欲のある学校が見つかる可能性があります。

また、高校での防災教育の実施例があるため、事前に相談を行うことで連携して取り組むことができる可能性があります。

○意見交換（船橋委員）

当社が持っているプログラムについて、先生方にその利用方法を伝える機会が必要であると考えています。具体的には、先生たちを集めてプログラムの説明会を開催し、授業で使えるように宣伝することが重要だと感じています。このことにより、先生方が自らプログラムを活用できるようになると思います。

しかし、現状では、その情報を先生たちに伝える機会があまりないため、こうした取り組みを開催してもらえれば非常にありがたいと感じています。

○意見交換（葛西委員）

社会福祉協議会の立場からお話しします。社会福祉協議会では防災や災害に関する取り組みが行われており、それは災害の発生時やその後の対応に分かれています。基本的には民間の取り組みです。

教育の観点についても触れましたが、防災の立場から考えると、市町村の社会福祉協議会は県社共育助成金を活用し、学校での防災教育や地域住民との防災クッキングを実施しています。これにより、災害時に地域住民がどのようにしておいしい食事を工夫して食べるかなど、様々な防災クッキングプログラムを支援しています。

災害ボランティアの育成に関しては、活動を希望する人々のニーズをうまく調整するためのボランティアコーディネーターの養成が進められており、これは本県の委託事業として実施されています。また、研修事業も行われており、社会福祉法人が運営する社会福祉施設も災害時を想定して相互に助け合う方法についての議論が始まっています。

全体を考えると、やはり市町村の重要性が浮かび上がります。近年の大規模な災害では、その影響が広域化していることが明らかです。そのため、単独の市町村では災害発生時の対応が難しくなることは言うまでもありません。

特に災害発生から最初の72時間は避難所の運営が求められ、その後は復興支援を目指し、民間の力を活用した災害ボランティアセンターなどの取り組みが必要です。このようなコーディネートの中核を担うのは市町村であり、迅速に対応を設けることが求められます。

また、県が市町村に対してどのように働きかけるかは重要ですが、市町村の役割を明確にし、防災において民間との連携を強化するネットワークづくりが非常に重要だと感じます。

条例を通じて防災活動が整理されることで、将来的には受援力の向上につながるでしょう。つまり、災害発生時に外部の協力者やニーズを集めて受援力を高めることが、条例や様々な取り組みを通して実現できればと期待しています。

そのため、ぜひ県と市町村の連携を深め、自治体内での役割を整備しながら、民間の力を最大限に活用できる仕組みを築いていく条例になればよいと考えています。

○意見交換（小山内委員）

私のこの条例に対する思いをお話ししたいと思います。公助には限界があることを実感しています。これは東日本大震災の被災地の首長たちが口にしていることでもあります。

また、去年の能登半島地震においても、被災地の珠洲市では、市役所本庁勤務者約200人中、地震当日に出勤できたのはたったの10人だったという実情があります。そして、食べ物の支援に関しても、地震が発生したのは1月1日でしたが、避難所におにぎりが届いたのは3日目のことでした。

そういうことを県民の皆さんは、大きな地震や災害の具体的な影響をあまり知らないと思われる。そのため、重要性を伝える際には具体的な事例を示し、県民の気持ちに響くよう伝え方を工夫することが必要です。

それから、条例において自助、共助の役割を示す際、公助、自助、共助の対立構造が生じないように注意が必要です。県民に押し付けることなく、県民が自然に参加できる環境を整えることが求められます。

また、能登半島地震の支援を通じて、民間の力が大変大きいことを実感しました。専門のNPO団体や地域の自治体とのコーディネートが、復旧や復興において重要な役割を果たしていると感じました。それぞれの立場でできることやできないことがあるので、強みを活かしながら進めていく方針を示すことを望みます。

それによってビルドバックベター、よりよい復興を目指す条例にしていきたいと考えています。その中で、10ページに記されている共助においては、自主防災組織等の結成が重要な要素として挙げられています。

もちろん組織の数を増やすことも必要ですが、それ以上に重要なのは組織の中身、つまり質の高い活動です。例えば、自主防災組織のリーダーたちが災害時に要配慮者や要支援者を

避難所へ安全に誘導することが自らの役割だと認識している自主防災組織の方々が多いと感じています。

このことは、自治体と自主防災組織との間でのコミュニケーションが不足し、具体的な役割分担について話し合う場が設けられていないことが影響を与えているのではないかと考えます。

特に、一部の自治体は自主防災組織に対して「避難所は市役所職員が開設します」などと発言しているところもあり、自治体がなんでもやってくれるのだと市民の誤解を招く発言をしているところもあります。

その際、また、自主防災組織の高齢化が大きな課題の一つとして浮上しています。ぜひ、50代、60代の人たちに参画してもらうように工夫していくことが必要です。今後は、この世代の人々を育て、活躍してもらうための取り組みが必要不可欠だと思います。

次に共助の捉え方についてですが、自主防災組織などの活動は地域に留まらず、多くの人々の協力が必要であると考えています。具体的には、自主防災組織や地域住民も災害の影響を受け、必ずしも十分に対応できるわけではありません。そのため、被害が少なかった近隣の地域や県外のNPOなどからの支援を受ける「受援力」に加え、災害時には県民が現地へ支援に行く力を育成することが大切だと考えています。このようにして、地域全体で災害から復興する力を高めていくことが求められていくと考えます。

また、子育てや外国人支援、まちづくり、子どものアレルギーなど、普段は防災についてあまり考えて取り組んでいない人々が多い中で、彼らの力が災害時には非常に重要であるという意識づけが必要です。

この認識を広めるために、青森県では、県社協やみらいねっと、県の三者が連携し、災害中間支援組織の設立に取り組んでいます。支援を行う人々を効果的にコーディネートする組織づくりが重要であり、そのための施策を進めていく必要があると考えています。

次に、避難生活に関する10ページについてお話しします。生活環境の確保が非常に重要であると感じており、特に災害関連死の問題に対しても触れていただいています。

能登半島でも、直接死よりも災害関連死の方が多く見られます。生き残った方々の命を救うためには、良好な生活環境を提供することが欠かせないと考えています。ただし、生活環境の改善は避難所や仮設住宅のハード面だけでは不十分です。

大切なのは、被災者の心のケアを含むソフト面にも配慮することです。私たちは寄り添い支援を行い、心の部分の支援の必要性を強調しています。この点についても、条例や今後の政策にぜひ反映させていただきたいと考えています。

次の11ページには、自助、共助の促進に関する施策が記載されています。その施策に基づいて、財政上の措置が行われることが期待されます。また、自己紹介で述べた避難生活支援リーダーやサポーターの育成も重要な要素として盛り込んでいただきたいと考えています。

国は今後10年間にわたり、全市町村で研修会を実施したい意向を示しています。現在は

モデル事業として実施していますが、いずれは自走式で取り組む、各自治体が自身の予算を持ち、地域の災害時に被災者を支援できる人材の育成にも取り組む必要があります。青森県においても、全市町村でこうした研修が進められることが望ましいと考えています。

最後に具体的な例についてお話ししたいと思います。災害防災を県民一人ひとりがじぶんごととして捉えることが非常に重要だと考えています。

例えば、「皆さんは家庭で非常持ち出し袋をちゃんと準備しているでしょうか」と県内の訓練の際に子ども達に質問していますが、約1割のこどもしか手を挙げていないのが現状です。

その一方、神奈川県鎌倉市にある第一中学校で避難所訓練を行った際にも同様の質問をしました。すると、鎌倉の生徒たちの半数以上は準備が整っていると答えました。

この結果は、子ども達の意識だけでなく、家庭全体の防災意識を反映していると感じます。また、条例として非常持ち出し袋を各家庭に準備させることを盛り込むことを検討してもよいのではないかと半分冗談ではございますが感じています。

○意見交換（駒井委員）

青森の県民一人ひとりが災害時に自らできる行動を学び、防災力を向上させることが重要だと考えています。私自身、活動を通じて他の委員から避難所の運営について多くの指導を受けた経験の中でしか意見は発言できませんが、宮下知事の「県民ファースト」という思いを踏まえ、この政策を進める必要があると感じています。

資料には自主防災組織の取り組み等に関する数字が示されていますが、青森県だけでなく他県の状況も含めて、完璧に復興していないという現状があります。特に能登半島や東日本大震災の影響を受けた地域では、形としての復興は進んでいるものの、人々の心の復興はまだ達成されていないのが実情です。

ここで重要なのは、他の県の状況を把握し、それに基づいて青森県の住民一人ひとりに必要な施策を、現在のフェーズに適した形で講じていく必要があると考えています。

まず自主防災組織についてお話ししたいと思います。私たちはこの言葉に馴染みがあるかもしれませんが、一般の県民の皆さんから「自主防災組織を頑張ってください」や「作ってください」と言われても、実際には「自主防災組織とは何か」や「具体的に何をするのか」について理解が不足していることが多いです。そのため、こうした疑問を解消するためには、市町村や県の方々からの教育的な支援が重要だと考えています。

県民の防災力を向上させるためには様々な情報を共有し、具体的な活動につなげていきたいと考えています。先ほど小山内委員の復興支援のお話をお聞きし、復興支援に力を入れていることに頭が下がる思いですが、私も個人的に、能登半島で2年前から支援活動を行っており、最近も輪島、珠洲、志賀町を訪れました。

その際、被災した地域の現状を確認し、自分たちができる支援について考えました。ボランティア活動をされているの方々からの意見を聞いていると、2年が経過する中で、忘れられ

てしまうことが多いと感じました。また、ボランティアの方々が継続的に活動を展開していることを知り、民間企業や市民団体の助けが重要だと実感しました。

大災害時には医療や衣食住の支援が重要であり、地域に根ざした企業や団体、例えばNPO法人やみらいねっとさんのような組織と県の連携が不可欠であると考えています。

また、活動があまり進んでいない人たちの意見も取り入れることで、よりよい支援を提供できるのではないかと考えています。引き続き、多様な声を発信していくことが大切だと感じています。

○意見交換（米田委員）

自主防災組織について考えると、防災だけを目的とする組織は成立しないと思います。現在の状況では人材が不足しており、多くの組織では同じ高齢者が会長を務め、会議の開催が繰り返される状態が続いています。

県の立場で考えると、今後新たに自主防災組織を設立しても機能しにくいと予測されます。対策としては、葛西委員が指摘したように、市町村が非常に重要な役割を担っていると考えられます。市町村が小学校区や集落へ適切な資金を提供するよう県が指導することが重要と考えています。

あと県が指導して絶対やってほしいのは、10年の姿を数字ではなく見える化してほしいのです。今は問題ないかもしれませんが、10年後には、あの村のあの辺のコンビニがどうなっているということが、データから明らかになります。

県がそのような情報を作り出させればよいと思います。それは防災のためだけではなく、地域づくりのためにも重要です。なお住民は数字だけでは理解できませんので、目に見える形でしっかりと示すことが必要です。市町村にはその指導をするべきだと思います。

また、数字を活用するために、日常と非日常を分けて扱うことは難しいと考えます。特に防災用と普段用に分けられても、住民にはそれが身につかず、理解が進まないと思います。

次にあおもりの手帳について、内容は確かに素晴らしいかもしれませんが、実際には携帯することはないため、持って帰ったとしても最終的には紙ごみにするか、本棚のどこかにしまい込むだけで終わってしまう可能性があります。

日常的に無理やりでも接する機会を作らない限り、その手帳の価値は発揮されないだろうと考えています。また、予測される事態に備えるための体制を構築することも非常に重要だと思います。

最近の報道によれば、災害に関連する死亡者の認定が行われない理由として、協議会や審議会を作るための条例が存在しない自治体が多いことが挙げられています。これに関しては、確実に発生する事態として準備を整える必要があると思います。

また発災直後には多くのボランティアが集まり、瓦礫の片付けを行います。1年後や現在でも活動を続けているメンバーが存在することを認識してほしい。自身による休眠預金の利用や企業版ふるさと納税を活用して資金を調達し、被災地域の包括自治体をサポート

するために、このような取り組みを継続しています。

特に、宮城や静岡の団体は、完全に移住したうえで復興支援に注力していますが、その際にも資金の問題から自己負担はできないため、適切な資金を利用し財団の設立まで行っています。こうすることで県の予算を使わずに民間主導での活動が可能になっています。

中間支援組織は非常に重要ですが、予算が出ないことが多いという話はよく耳にします。そのため、金銭的支援に頼らず、より工夫を凝らすことが求められます。

最後に提案したいのは、プチ自慢大会です。これは、自分たちの集落で成功している事例を他の人々に共有する場になると思います。他の町や村でも実施可能だと感じるきっかけになり、参加者同士の刺激にもなります。さらに、このイベントはお金がかからないため、ぜひ実現してほしいです。

○意見交換（三上委員）

私は事業主として、意見を述べさせていただきます。まず、自助の力の向上が全ての基本であると考えていますが、有事の際に3日間自力で何とかしなければならないことが、一般的にはあまり認知されていないと感じました。

多くの人が玄関にペットボトルの水を1リットル程度は備蓄しているものの、3日分の水や食料を用意している人は少ないのではないかと思います。まずは、具体的な情報提供を不安を煽るのではなく、過去の事例などを基に、どの程度の備蓄が必要なかを明確に示してほしいと考えます。

次に小山内委員や駒井委員とはFacebookでつながっているため、2人の実施する防災に関する研修会の情報を得ることはできていますが、行政が行っている防災関連の研修や活動については、まだ理解が不十分な状態であり、研修会の情報を今後増やしていく必要があると感じています。

条例を定めることは、義務を課したり権利を制限したりすることになると思います。資料の9ページに事業主としての義務が示されていますが、具体的に何から始めていいのかわからない方も多いのではないのでしょうか。

私の会社も小規模であり、防災訓練の実施方法についても困惑していますので、具体的な指導があれば助かります。

また、事業主が一人で行うのは困難な場合もあります。そのため、上土手町町会のような経済団体を利用するのも一つの手です。例えば、毎月開催される会議で、多くの社長が集まり、県からの要請に基づいて事業主として必要な取り組みを促すことで、意識の向上が図れるのではないかと考えています。

最後に、国や地域の公的事业に参入する際、例えば「くるみん」や「えるぼし」といった認定を取得することで、事業者としての評価が向上する可能性があります。私自身もそのような加点を得るために、これらの認定を取得しようと積極的に取り組むことがあります。

加えて、県などが公募を行う際に、事業者が特定の取り組みを行っていれば加点されるの

かどうかは不明ですが、そうした情報が提供されれば、より多くの事業主が積極的に参入すると思います。このような取り組みを行うことで、万が一の際の自助力にもつながるのではないかと考えています。

○意見交換（北向委員）

私は全国転勤、特に東日本への転勤を経験しており、これまで熊本や能登半島の地震、さらに岩手の山林火災などの状況を報道してきました。そのため、現場に関する情報には精通していますが、今回委員の皆さんの意見を伺って、地元で長年努力してきた方々の見解は非常に地に足のついたものであると感じました。

この資料を見た際に最初に感じたのは、県の意識調査に関することです。この調査では、防災について 9 割の人が関心を持っていると回答していますが、実際には多くの人が防災に対する具体的な準備や行動を取っていない状況にあるということです。

この現象は青森県に限らず、全国的に共通しています。防災は重要であるとの認識は広がっているものの、その次のステップに進むことができないという状況に対する課題を痛感しています。この壁はとても厚く、どのように乗り越えていくべきかが大きな課題です。

私たちメディアも、この現状を何とか改善しなければならないと思い、啓発活動を促進するような番組制作や、最近ではネット配信という新たな手段にも取り組んできました。しかし、それでもなお進展がないのが現状で、この壁をどう崩していくかが重要なポイントだと考えています。

この条例については、禁止や規制ではなく、むしろやってほしいことを具体的に示すものです。しかし、どのようにそれを実現すればいいのかが不明確な点が多いという意見が挙がっています。具体例が不足しているため、どのように条例を適用していくべきかが分からない状況です。したがって、条例の内容を細かく定めるだけでなく、具体的な実行方法や情報を事細かに発信していくことが重要であると考えます。

先ほどの冒頭の宮下知事の発言で、YouTube で防災をやっても伸びないという話をされていたので、なかなかハードル高いのかなと思いつつも、条例を通じて具体的な質問や規定について考える必要があると思います。

具体的には、全国の成功事例や青森の地域特性を考慮しながら、このような進め方が考えられるのではないかと提案を発信することが重要です。この取り組みによって、より明確に防災の進め方を見出す手助けとなるのではないかと考えています。

○意見交換（中里委員）

事前にいただいたデータを見て、県民の防災意識が低いことが非常に残念でした。

エフエム青森では毎年 9 月に防災月間として、防災特番を放送しています。その中で実施した昨年度の調査によると、約 8 割から 9 割の方が備蓄や防災バックを作っているという結果が得られました。

これまでラジオで繰り返し防災について呼びかけてきたので、防災意識が高まったのかと思っていましたが、実際は、防災意識の高い方がラジオを聞いているのではないかと感じました。今後も引き続き、防災についてしつこく伝えていく必要があると考えています。

私たちはラジオを通じて情報を発信する場を持っていますが、リスナーから X やメールによるリアルタイムの情報が共有され、そうした情報を取り入れるのが日常的な習慣となっています。

その中で一昨年の豪雨災害時にデマ情報が広まったことがあり、青森県内の有名な人物がそれをリポストしたことで、信じ込んでしまうリスナーが現れました。局としてはそのような情報は読み上げない方針を持っていますが、知名度のある発信者がいたために、県民の人々が容易に信じてしまう様子を目の当たりにしました。

私たちは基本的には県や報道機関から出たものしか読まない、またリスナーには青森県防災の X の情報しか読まないようお伝えしています。しかし、青森県防災のフォロワー数は約 6,000 人であり、普段からフォロワーが少ないと、わざわざ情報を検索することはなく、フォロワーを増やす努力が必要だと感じています。

今、私の息子は 1 歳 8 ヶ月ですが、保育園では毎月防災訓練が行われています。この訓練では、教育テレビのような形式で防災の歌が流れ、地震が来たとなるテーブルの下に隠れるように行動します。このように、子供への教育や普段からの刷り込みが重要であると実感しています。

例えば、青森の防災について、何かあったときにポストするだけではなく、いつ起こるかわからない状況に備えて、逃げ方を示すショート動画を普段から面白く発信することができれば、フォロワーも増えるのではないかと考えています。

この骨子に関する意見として、8 ページの基本理念に「減災」という言葉をぜひ取り入れてほしいと考えています。今後発生する可能性のある災害による二次災害の被害を最小限に抑えるためには、迅速な回復や減災に繋がる施策が重要です。地震や津波といった一時的な災害だけでなく、その後に発生する火災や倒壊などの様々なリスクについても包括的に減災を考慮し、防災に結びつけていただけないかと思っております。

基本理念の 3 番目についてですが、一昨年、熱中症で亡くなった方が 20~30 人いましたが、最近青森県も稀に見る暑さになっています。電気、ライフラインが利用できない中での暑さ対策も取り入れていくべきではないかと考えています。

次に 9 ページの防災団体の NPO と県、市町村との連携についてお話しします。私たちは、さまざまな NPO 団体取材しており、防災活動は、小山内委員のような大きな団体だけではなく、市町村にある学生団体などの小規模で知名度の低い組織も活発に活動しています。

これらの団体の活動を取り上げることが重要だと考えています。また、県がこれらの団体と連携する機会を増やすことで、より迅速な防災対応が可能になるのではないかと思います。

防災に取り組みたい、協力していききたいと企業も多いと感じています。例えば、この前話

を聞いたのは、大塚製菓のカロリーメイトは、袋に密閉されているため、津波が来ても袋が浮いて食べることができることを聞きました。

また、近年県内でペットの保険の加入率が上昇してきており、ペットに関する支援の強化を求める意見も出ています。しかし、県内の避難所でペットを受け入れている場所は少なく、リスナーからはペット禁止の避難所にペットを連れてきた人がおり、鳴き声がうるさくて眠れなかったという報告が寄せられています。これに対し、ペット受け入れポリシーを明確にし、協力体制を築く必要があります。

このようなことは、県だけでの対応は困難なため、企業の協力が不可欠であり、企業側も防災対策をPRできる機会と捉え、県との連携を喜んで行いたいという企業も多いのではと考えられます。このように協力の輪が広がることを期待しています。

最後に団体や企業が継続的に取り組んでいけるよう、補助金や協力金等、お金の流れもある程度しっかりさせることも大事だと思います。

○意見交換（立岡座長）

教育の重要性についてお話ししたいと思います。特に防災教育に関しては、その範囲が非常に広いため、災害のフェーズごとにアプローチを変える必要があると感じます。具体的には、発災前、発災直後、急性期などのフェーズに応じて、教育の内容が変わってくると思います。

私が特に重視しているのは、「人命を守ること」です。そのためには、まず災害発生前にしっかりとした準備が必要です。これは災害やそのリスクについての知識を身につけることが不可欠です。

そして、次に必要なのは、自分自身や周囲の人々を守るための技術や方法を学ぶことです。例えば、阪神淡路大震災のデータによると、被災時に瓦礫に埋もれている人を助けたのは、77%が近隣住民であるという結果が出ています。このことから、災害時には地域のつながりや助け合いが極めて重要であることがわかります。

発災直後には、消防などの専門家がすぐに到着せず、行政の支援も届かない可能性があるため、その際に命を守る術を学ぶことが重要です。この点を強調して理解していただきたいと考えています。

実際、阪神淡路大震災の例で、瓦礫に埋もれた人の77%が近隣住民によって救助されていると話しましたが、その後の社会復帰がきちんとできているかと言うと、多くの人がそうになっていないのが現状です。瓦礫からの救助方法についても、当時は確立された方法がなく、多くの救助された方が亡くなってしまった可能性があります。

そのため、私たちの教育方針としては、知識を座学で教えることに加え、実践的な教育が非常に重要だと考えています。

例えばですが、ブラインド訓練といい、シナリオを教えずに突然実践を行い、参加者がその場でどのように動くかを考えてもらっています。災害発生時、特に大規模な場合、全員が

登庁することは不可能であり、集まることができたメンバーでどう災害をマネジメントするかが重要です。

今年、総務省消防庁の講習で市町村等とのマンツーマン研修の講師として、実際の災害時にはどう行動するべきかを教える機会がありましたが、教育の観点からも、このことは非常に重要な部分だと思っています。

先ほど中里委員が触れた内容に関連して、地震が発生した際に机の下に隠れる行動について、「約束行動」と呼ばれる理論があります。この約束行動が重要であり、特に小さい子供たちは教育を受けているため、地震が来ると即座に机の下に隠れます。

しかし、大人になるとどう行動するかというと、「大丈夫かな」と迷ってしまい、隠れないケースが多いです。これには正常性バイアスが影響していて、心理学的に人間は正常性バイアスを避けることができません。

このため、被災の状況を判断して「これくらいなら大丈夫だろう」と自己正当化をしてしまう傾向があります。また、警戒レベル3という水害に関する指示が出た場合にも、すぐに逃げるのではなく判断を迷ってしまうことがあります。

重要なのは、その時に判断をせずすぐに行動を起こせるかどうかであり、逃げるのが大切だということに特化した教育も大事かと思います。避難所における災害関連死も大事ですが、その前に命を守るということをしかりと伝えていくことが非常に重要だと思います。

○自由意見交換（北向委員）

条例に組み込むべき性質のものかどうかは不明ですが、先ほど中里委員からも触れられました、フェイク情報への対応が重要な課題であると感じています。私はいわゆるオールドメディアに属している訳ですが、ネット上のデマ情報に頻繁に振り回されています。

北海道の胆振東部地震が発生した際、私は北海道にいたのですが、発生後4、5時間で全道が断水するというデマが広がりました。そんな情報は全くなかったのですが、同様のデマが複数の場所で広まり、結果的に自治体からの要請で、放送を流す事態に至りました。

現在、フェイク情報の状況はさらに悪化しており、メディアとしてこの問題に取り組むことが一番の課題となっています。条例に組み込むべき性質のものかどうかは不明ですが、正しい情報を取得し、それを伝えるという趣旨を何らかの形で取り入れてもよいのではないかと思います。

○自由意見交換（小山内委員）

米田委員が述べた自主防災組織が成り立たないという問題について、まずその作り方を見直す必要があると考えています。現在、地域や町会レベルで役職を持つ人々に声をかけていますが、高齢化や実行部隊の欠如が問題となっており、その結果、自主防災組織がうまく機能していないのではないかと感じています。

また、地域の中には防災や災害に対して関心を持ち、自分ごととしての問題として取り組もうと考えている人々が多く存在すると思っています。そのため、そうした人材を育成することにも力を入れるべきだと思います。

私は人材育成の一環として防災教育も大切ですが、特に多様な人々の参加を促進することが大切だと考えています。健常者のみならず、障がい者や性別の違いを持つ人々、さらには LGBTQ の方々も含まれる地域の多様性を尊重し、それぞれの立場の人たちが自ら手を挙げて関与できる体制を整えることが重要です。

このような取り組みの一環として、女性の防災リーダーを育成するプロジェクトを過去3年間行ってきました。その結果、青森と八戸の地域で63名の女性の防災リーダーを輩出することに成功しました。

その女性のリーダーたちは地域で懸命に活動していますが、町内会の重鎮との関係が障害となっており、町内会の理解を得るのが難しいことが課題です。このような状況では、防災への取り組みが進めにくくなっています。とはいえ、根気強く対話を重ねていくことで、少しずつそのハードルを低くしている方々もおり、地道な努力が非常に重要だと感じています。このように多様な人々の力が求められていることを条例に反映させたいと思っています。

最後に米田委員が言及していた市町村の役割についてですが、実際に災害が発生した場合、動くのは市町村になります。しかし、現実には市町村の防災担当者が専任で存在しないケースや、担当者が1人または2人しかいない自治体もあります。

そのため、限られた人員の中でどこまで対応できるのかという点は、非常に難しい課題です。このため、防災や危機管理の重要性を市町村内でしっかりと認識させ、防災担当者だけの仕事ではないという意識を育てることが、県としてできる重要な取り組みだと考えます。市町村職員の意識改革も重要な要素だと思いました。

○自由意見交換（米田委員）

自主防災組織のカバーができていない地域の特徴は何かしらの理由があると考えています。先ほど、北向委員と話をしましたが、そのような地域や地区に無理に自主防災組織を設立するのではなく、備蓄を行う場である小学校や公民館などに、自主防災的な活動をPTAに行ってもらう方が良いのではないかと考えています。

この場合、備蓄品の提供等を約束することで、自主防災組織を無理に作らなくても防災機能を持たせることが可能になると考えています。また、国の規則によってカバーしなければならない場合は異なるかもしれませんが、それでも十分防災に役立つと思っています。

例えば、ローリングストック参観日と呼ばれるイベントを実施している小学校が存在します。このイベントでは、防災のために集まるのではなく、保護者に参観に来てもらうという一環で、参観日に備蓄品をみんなで給食として食べる形式を取っています。このような取り組みは全国に広がっており、他の学校でもこのアイデアを上手に模倣することができる

のではないかと考えています。

○自由意見交換（立岡座長）

自主防災については、カバー率の高い地域でも実際に活動しているところとそうでないところが存在し、単にカバー率だけではその実態を測ることができないと思われます。また、BCP（事業継続計画）については、作成そのものが目的化しているケースが散見され、特定の業界では作成が義務づけられているものの、実際の内容への理解が伴わないことが多いです。

このような状況では、しっかりとした内容の作成が求められます。さらに、中里委員の意見にもありました、「減災」という言葉を取り入れることに加え、「縮災（災害レジリエンス）」という言葉も必要となるのではないかと感じています。

先ほど教育が大切だという話をしましたが、それに加えて、教育者自身の教育がさらに重要です。私もさまざまな場所で教えていますが、時折、講師の知識が古かったり更新されていなかったりすることがあります。

そのような場合、教育者が県民に教えると、誤った知識が広まってしまうことがあります。だからこそ、教育者のための教育は常に最新の情報に基づいてアップデートしていく必要があると考えます。

そして、知識の更新だけでなく、実際に行動できる教育者の育成をうまく組み合わせることで、人材育成としての教育者の質を高めることが求められていくと考えます。

○自由意見交換（葛西委員）

被災者について考えると、被災者は被災するまでは普通の生活を送っていた人々です。しかし、福祉の分野で見れば、被災した瞬間から被災者の生活課題が浮き彫りになります。

例えば、家が壊れてしまった結果、借金が残る場合があります。そして、その借金を返すためにどうするかという問題が生じます。さらに、様々な援助制度が存在するものの、それらを知らない被災者も多くおり、そうした状況が生活課題を複雑にしているのです。制度的な対応においては、縦割りのため、なかなか難しい一面もあります。

生活者の課題として、縦割りの制度が災害対策において対応を難しくしていると感じています。特に、防災分野や福祉・保健分野との関連が重要だと思います。そのため、私たちの福祉関係の部局にもしっかりと条例の内容が伝達され、各分野の制度施策に活かされることが望ましいです。

また、県社協の青森 DWAT についても触れたいと思います。DWAT は災害支援のために避難所に派遣されますが、その派遣に関する命令は県が出し、調整は県社協が担っています。派遣にかかる経費は公費で負担されますが、活動には民間の人材が関与しています。これに伴い、条例と事業所の役割を明確にし、民間の DWAT 活動や災害ボランティアセンターの活動をうまく取り入れることが重要です。公費による活動企画は存在するものの、最低限の調整

に民間を含むことで、より効果的な取り組みを進めていけたらと考えています。

おそらく被災すると農業を含むさまざまな分野に及ぶと思います。そこで庁内の連携や部局の横断的な取り組みが進んでいくことが重要だと思います。

○自由意見交換（駒井委員）

葛西委員の話から、ボランティアや民間の力の重要性を感じました。私たちが県民に災害の情報を伝えるためには、どのようにすればよいのかを考えると、やはり人々が動き出すことでつながりを生むのだと思います。人々が積極的に行動するためには資金面も重要です。

人々の命を守るためには、食料などの面で多くの支援が必要となります。そのため、地域の民間の力が最も重要となるのです。

防災力を高めるためには、民間の参加者がどのように次につなげるかを考え、行動する必要があります。人とのつながりがその基盤となります。自主防災組織については、町内会に限らず、様々な人々に興味を持ってもらい、情報を広めることが重要です。

何か行動を起こさなければ、人々にメッセージは伝わりません。しかし、具体的な行動を起こすためには資金が必要です。

例えば、こうした活動に必要な会場を借りる際には、会場費などの資金が発生します。また、小山内委員が行っている避難所への支援物資や消耗品の準備も、すべて資金が必要です。

やはり、生活するのと同じで資金がないと何もできません。一般の民間団体をはじめ、NPOなど制限なく、防災活動で何かしら行動してくれた方には、資金対応を県の方で少しでも支援していただきたいと考えています。

県による助成金を提供するというような取り組みがあれば、民間の人々も積極的に参加すると思いますし、町内関係なく婦人部やママ友でも、ダンボールベットの作成や避難所ごっこをやってみようという小さな活動から防災への関心が高まるのではないかと思いますので、資金支援について今後ぜひご検討いただきたいと考えています。

○自由意見交換（立岡座長）

今回、自助共助の観点から、特に避難所に関連した話題がいくつか挙がったのですが、まず自助の部分においては、自分の家をどうにかした方がよいのではないかと感じました。

避難は基本的に難を避ける行為であり、必ずしも避難場所や避難所に行くことを指すわけではありません。自宅が安全であれば、自宅に留まる選択肢も重要です。したがって、自助においては自宅の強化をもう少し重視していくべきだと個人的に思っています。

○議事進行（立岡座長）

時間となりましたので、意見交換の時間はここまでとしたいと思います。皆様、本当にありがとうございました。事務局においては、本日述べられた意見を整理し、県としての対応を検討の上、第2回の検討会議に向けた準備をしてくださるようお願いいたします。進行

を事務局へお渡しします。

○議事進行（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

立岡座長、各委員の皆様ありがとうございました。

最後に、青森県危機管理局長の築田から一言、挨拶を申し上げます。

○局長挨拶（築田 危機管理局長）

本日は、お昼の時間を挟み、そして長時間にわたり、熱心に議論いただきありがとうございました。引き続き、委員の皆様には様々な視点から御意見を頂戴したいと思っています。

本日いただいた御意見は、今後の条例の骨子や位置づけに反映させていく考えです。また、これらの意見は今後の施策にも活かしていきたいと考えていますので、第2回の会議においてもどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○閉会（司会：蒔苗 防災危機管理課長代理）

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

なお、第2回の会議につきましては、7月末の開催を予定しています。詳細については、別途、事務局から御連絡させていただきます。本日はどうもありがとうございました。